

幼稚園の保育料は、保護者の所得に応じて決定

子ども・子育て新制度

来年度から、子ども・子育て新制度に基づき、幼稚園の利用者負担額（保育料）が変更されます。この制度による負担額は、公立幼稚園と新制度で運営される市立幼稚園などに適用されます。

子ども保育課
☎995-1822

対象施設

公立幼稚園、新制度の私立幼稚園、認定こども園（幼稚園部分）

保育料は世帯の所得状況を勘案

●保育料は、市民税額を基に市が決定

幼稚園の保育料は、来年度から世帯の所得の状況などを勘案して定める応能負担になります。国が定める基準を限度として、所得階層ごとに市が定めます。国の基準額と市の定めた額の差額は、市が負担します。対象者の所得階層は、市民税額を基に決まります。

※4月から9月分までは前年度の市民税額、10月から翌年3月分までは当年度の市民税額によって決定

●第2子が半額、3子は無料に

多子軽減を採用し、同一世帯に小学3年生までの子どもがいる場合は、その2番目の子どもは半額、3番目以降の子どもは無料になります。

私立幼稚園の園児に補助金を交付

公立幼稚園の保育料の変更に伴い、来年度から、私立幼稚園に通っている園児を対象に、「就園奨励補助金」または「負担軽減補助金」を交付します。要件を満たす方に、公立幼稚園の保育料と私立幼稚園の授業料との差額を交付します。該当する方は、通っている幼稚園を通じて、子ども保育課に申請してください。

※「負担軽減補助金」の対象は、市に住民登録をしている市内私立幼稚園の園児のみ

※新制度の私立幼稚園を除く



利用者負担額（保育料）

国階層	国基準負担 限度額(円)	当市の階層区分		当市の幼稚園保育料（円）		
				第1子	第2子	第3子 以降
第1階層	0	第1階層	生活保護世帯など	0	0	0
第2階層	3,000	第2階層	市民税非課税世帯 ※市民税所得割非課税世帯含む	2,000	1,000	0
第3階層	16,100	第3階層	市民税所得割課税額 77,100円以下	6,000	3,000	0
第4階層	20,500	第4階層の1	市民税所得割課税額 77,101円以上 128,000円以下	8,000	4,000	0
		第4階層の2	市民税所得割課税額 128,001円以上 169,000円以下	9,600	4,800	0
		第4階層の3	市民税所得割課税額 169,001円以上 211,200円以下	11,200	5,600	0
第5階層	25,700	第5階層の1	市民税所得割課税額 211,201円以上 304,200円以下	14,000	7,000	0
		第5階層の2	市民税所得割課税額 304,201円以上	16,000	8,000	0